

第4章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1（自動車整備科）、別表2（一級自動車工学科）、別表3（自動車整備・スポーツメカニクス科）、別表4（国際自動車整備科）とする。

(始業及び終業)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業	9時30分
終業	17時40分

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 教員 | 21名以上 |
| (3) 講師 | 若干名 |
| (4) 事務職員 | 若干名 |
| (5) 学校医 | 1名 |

2. 校長は、校務全般を担当し、所属教職員を監督する。